

水産流通適正化制度に係る 採捕者（漁業者又は漁協）の届出

【秋田県知事に届出を行う場合】

採捕者の届出を行う場合は、次の事項に留意して秋田県知事へ届出をしてください。届出は原則、**農林水産省共通申請サービス（eMAFF）による電子申請**としますが、やむを得ず書面で届出をする場合は、秋田県農林水産部水産漁港課あて提出してください。

なお、販売事業を行っている秋田県漁協に全量出荷する、秋田県漁協組合員である採捕者は、漁協が届出を行い、個人の届出は不要ですが、**漁協以外にも出荷する秋田県漁協所属の採捕者**（一部出荷も含む）や**秋田県漁協以外に所属する漁業者**は、**個人・法人で届出を行う必要**があります。

1 届出事項

- (1) 氏名又は名称、住所
- (2) 事務所、工場、店舗、事業所及び倉庫の所在地
- (3) 採捕事業の対象の種類（アワビ、ナマコ）
- (4) アワビ、ナマコを採捕する権限
- (5) 譲渡しの事業の対象の種類（アワビ、ナマコ）
- (6) 譲渡しを開始しようとする日※
※事業の開始が法施行日（R4.12.1）以前である採捕者は、R4.12.1と届出して下さい。

2 届出に必要な添付書類

届出者	必要な添付書類	備考
秋田県漁協	不要 ※届出者以外の代理人（行政書士等）が届出を行う場合は、 委任状 が必要。	・秋田県漁協組合員で、アワビ・ナマコを秋田県漁協に全量出荷する漁業者は、秋田県漁協が届出者になるので、個人等での届出は不要です。
個人・法人	・ 所属漁協長の副申書 又は ・ 漁業権行使者である旨の漁協の証明書 ※届出者以外の代理人（漁協、行政書士等）が届出を行う場合は、 委任状 が必要。	・秋田県漁協以外に所属している漁業者は届出が必要で す。 ・秋田県漁協組合員で、秋田県漁協以外にも出荷する漁業者は、個人等で届出が必要で す。 ・届出は、所属する漁協を経由して行ってくだ さい。